

日本風力開発株式会社「(仮称) 由利本荘洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年6月4日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 由利本荘洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県由利本荘市の沿岸及び沖合  
原動力の種類：風力(洋上)  
出力：最大780,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月14日
環境大臣意見受理	令和2年 8月31日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年12月 9日
住民意見の概要等受理	令和3年 2月16日
秋田県知事意見受理	令和3年 5月11日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 6月 4日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) 由利本荘洋上風力発電事業に係る環境影響  
評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、実施区域及びその周辺では沿岸部を生活域とする魚食性鳥類の生息が確認されている。また、当該区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。  
このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を追加するなど、調査手法の見直しを検討する等により、実施区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、適切に予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺の海域は、秋田県の県魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。  
このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ及びサクラマス等の魚種を選定し、可能な限り生息状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)